

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
 - 指定居宅介護支援事業者の指定
 - 漁業災害補償法の規定による同意の成立
- 【公告】
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
 - 岡山県医療審議会からの答申
 - 警備業法に基づく審査

環境管理課

長寿社会課

水産課

県民生活交通課

医療推進課

生活安全企画課

生活安全企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 カルピス株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿南2-4-1

氏名 代表取締役社長 山田 藤男

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 カルピス株式会社 岡山工場

所在地 岡山県総社市真壁800

平成26年7月22日 岡山県公報 第11603号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止		廃 止		
種	類	10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設(8-1)		10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設(8-2)		2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設(1-2)		2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設(1-6)		
能	力	タンク容量:100L×2本 ポンプ能力:1.5kW×3台		タンク容量:500L		200L×1本 20ton/h		4,000L×3本 22ton/h		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成26年10月1日		平成26年10月1日		平成26年10月21日		平成26年10月21日		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成27年1月31日		平成27年1月31日		平成26年11月5日		平成26年11月5日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		完成後直ちに		-		-		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続24時間		連続10時間30分		連続10時間30分		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及びに最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m ³ /日)	90	108	100	120	40	48	22	26	
	p H	4~11	3~12	7~11	7~12	4~11	3~12	4~11	3~12	
	B O D (mg/ℓ)	708	780	2	5	1,180	1,300	1,180	1,300	
	C O D (mg/ℓ)	480	600	4	10	800	1,000	800	1,000	
	S S (mg/ℓ)	300	450	0.1	0.2	300	450	300	450	
	油 分 (mg/ℓ)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	T - N (mg/ℓ)	30	60	1	2	30	60	30	60	
	T - P (mg/ℓ)	4	10	0.2	1	4	10	4	10	
	大腸菌群数(個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物(mg/ℓ)	0	28.13	0	検出なし	0	検出なし	0	検出なし	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年7月22日 岡山県公報 第11603号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設(1-1)		同左		10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設(1-8)		同左	
能	力	5,000L×4本 20ton/h		同左		2,000L×3本 20ton/h		同左	
工事着手予定年月日		-		平成26年10月21日		-		平成26年10月21日	
工事完成予定年月日		-		平成26年11月5日		-		平成26年11月5日	
使用開始予定年月日		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	200	238	224	267	100	119	100	119
	p H	4~11	3~12	4~11	3~12	4~11	3~12	4~11	3~12
	BOD (mg/ℓ)	1,180	1,300	1,264	1,392	1,180	1,300	708	780
	COD (mg/ℓ)	800	1,000	857	1,071	800	1,000	480	600
	S S (mg/ℓ)	300	450	321	482	300	450	180	270
	油 分 (mg/ℓ)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	T-N (mg/ℓ)	30	60	32	64	30	60	18	36
	T-P (mg/ℓ)	4	10	4	11	4	10	2	6
	大腸菌群数(個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	0	検出なし	0	130.70	0	検出なし	0	31.76	

平成26年7月22日 岡山県公報 第11603号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設(2-1)		同左		2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設(7-2)		同左	
能	力	400本/分		同左		200本/分		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		平成26年10月21日		-		平成26年10月21日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		平成26年11月5日		-		平成26年11月5日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続10時間		同左		連続10時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚染物質及びその最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	120	145	同左		32	38	同左	
	p H	7	7			7	7		
	B O D (mg/ℓ)	1	1			2	5		
	C O D (mg/ℓ)	1	1			4	10		
	S S (mg/ℓ)	0.1以下	0.1以下			0.1	0.2		
	油 分 (mg/ℓ)	0.1以下	0.1以下			0.1以下	0.1以下		
	T - N (mg/ℓ)	0	0			1	2		
	T - P (mg/ℓ)	0	0			0.2	1		
	大腸菌群数(個/cm ³)	-	-			-	-		
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	0	検出なし			0	検出なし		

平成26年7月22日 岡山県公報 第11603号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	活性汚泥処理施設				同左				
種 類	活性汚泥処理＋凝集沈殿池								
構 造	鉄筋コンクリート								
主 要 寸 法	廃水貯槽：15.5×31.3×3.9H(m) 曝気槽：5.5×5.5×3.5H(m) 6槽 沈殿池：18.0φ×2.8H(m)								
能 力	3,230m ³ /D								
処 理 の 方 法	活性汚泥処理＋凝集沈殿池								
工 事 着 手 年 月 日	－				許可後直ちに				
工 事 完 成 年 月 日	－				着手後直ちに				
使 用 開 始 年 月 日	－				完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
特定施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2,950	3,200	2,950	3,200	同左			
	p H	8.5	10.5	6.8	6.0～7.8	8.5	10.5	6.8	5.8～8.6
	B O D (mg/ℓ)	350	500	10	20	同左			
	C O D (mg/ℓ)	173	400	20	30				
	S S (mg/ℓ)	100	250	20	30				
	油 分 (mg/ℓ)	trace	trace	trace	trace				
	T - N (mg/ℓ)	60	90	20	30				
	T - P (mg/ℓ)	8	16	2	4				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	10	10	0	0	同左			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	検出なし	検出なし	検出なし	検出なし	検出なし				

平成26年7月22日 岡山県公報 第11603号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
	変更前		変更後	
区分	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	3,000	3,500	同左	
p H	6.8	6.0~7.8	6.8	5.8~8.6
BOD (mg/ℓ)	10	20	同左	
COD (mg/ℓ)	20	30		
S S (mg/ℓ)	20	30		
油分 (mg/ℓ)	-	-		
T-N (mg/ℓ)	20	30		
T-P (mg/ℓ)	2	4		
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	0	検出なし		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年7月22日から同年8月12日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所

平成26年7月22日 岡山県公報 第11603号

◎岡山県告示第三百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十六年七月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

オリーブの実居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍二六二七―九七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社アローズ・ライフ

2 所在地

岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍二六二七番地九七

三 指定年月日

平成二十六年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇八八一

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第三百九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年七月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 寄島町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

〔三五三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コーチズくらしき

三 代表者の氏名

和泉 雅一

四 主たる事務所の所在地

倉敷市羽島一〇〇〇番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、青少年から高齢者までを対象に、スポーツの啓発・普及活動の実施により、心身共に健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の養成と育成事業を促進することにより、地域さらには社会全体の発展に寄与することを目的とする。併せて、医療・保健・福祉等に従事する労働者の育成と教育、メンタルケア等により、健全なる職業倫理観と継続的自己啓発の向上に努める事を支援し、社会で求められる人材創出に貢献することを目的とする。

〔三五四〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十六年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十六年五月二十七日

二 答申を受けた年月日

平成二十六年七月八日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前
県民局及び岡山県備前県民局において閲覧することができる。

◎岡山県公安委員会告示第百十号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の二に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施する者に限る。）を次のとおり実施する。

平成二十六年七月二十二日

岡山県公安委員会

一 審査の区分等

審査の区分	期 日	時 間	場 所
空港保安警備業務（一級・二級） 施設警備業務（一級・二級） 交通誘導警備業務（一級・二級） 貴重品運搬警備業務（一級・二級）	平成二十六年十月三十一日（金曜日）	午前九時から午後零時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 審査対象者

次の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる対象者とする。ただし、次の者を除く。

- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条に規定する警備業務（受けようとする審査の区分に係るものに限る。）に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である者

- 検定規則の施行の際現に旧規則第一条に規定する警備業務（受けようとする審査

の区分に係るものに限る。)に係る指定講習(旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者

審査の区分		対象者
空港保安警備業務	一級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
施設警備業務	一級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
交通誘導警備業務	一級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	一級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級の検定に合格した者
	二級	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者

三 審査申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による審査申請書 一通
- (2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (3) 旧検定合格証の写し等
 - ア 岡山県公安委員会が発行した旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)を保有している者
 - 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

- イ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地及び従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの
- (ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通
- (イ) 住所地が岡山県内にあること又は従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通
- ウ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地が岡山県内にあるもの
- (ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通
- (イ) 住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通
- エ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの
- (ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通
- (イ) 従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通
- 2 提出先
- (1) 岡山県内に住所を有する者
住所地为管轄する警察署の生活安全課
- (2) 岡山県外に住所を有する者
岡山県内の各警察署の生活安全課
- なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。
- 3 提出期間
平成二十六年九月八日（月曜日）から同月十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで
- 4 審査手数料
四千百円
- (注) 岡山県収入証紙により、審査申請時に納付すること。
なお、審査手数料は、納付後は返還しない。
- 四 審査定員
合わせて三十人（同時に二以上の審査を受けることはできない。）とする。ただし、申請順に受け付け、審査定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。
- 五 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 岡山県内の各警察署の生活安全課

六 その他

1 審査に際しては、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

2 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。